



# 島根県報

平成25年6月7日（金）

第2,501号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定（2件）（高齢者福祉課） 2

児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業所の指定（障がい福祉課） 2

土地改良区の定款変更の認可（2件）（農村整備課） 2

兼用工作物管理協定の成立（河川課） 3

### 【特定調達公告】

島根県立美術館非常用発電設備整備業務に係る随意契約の相手方等（文化国際課） 3

島根県立中央病院における注射薬自動払出装置一式の購入に係る随意契約の相手方等（病院局） 4

### 【正 誤】

平成25年5月14日付け島根県報第2,494号中（中小企業課） 4

**告 示****島根県告示第431号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成25年6月7日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社MATU	通所介護	デイサービス集いのさと	益田市東町31番109号	平成25年6月1日
	介護予防通所介護			

**島根県告示第432号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成25年6月7日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会医療法人昌林会	短期入所生活介護	介護老人保健施設昌寿苑	安来市安来町899番地1	平成25年6月1日
	介護予防短期入所生活介護	短期入所生活介護事業所		

**島根県告示第433号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24第1号の規定により告示する。

平成25年6月7日

島根県知事 溝口 善兵衛

## 1 放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人斐川あしたの丘福祉会	あしたのおか	出雲市斐川町直江3909-55	平成25年6月1日
社会福祉法人親和会	児童発達支援センター ぽこぽこ	出雲市神西沖町2534-2	平成25年6月1日

## 2 保育所等訪問支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人親和会	児童発達支援センター ぽこぽこ	出雲市神西沖町2534-2	平成25年6月1日

**島根県告示第434号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、江津市土地改良区の定款変更を平成25年5月30日付で認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年6月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第435号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、鹿足郡吉賀町土地改良区の定款変更を平成25年5月31日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年6月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第436号**

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により告示する。

その関係図書は、島根県益田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年6月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 河川の名称

二級河川益田川水系益田川

## 2 河川管理施設の名称又は種類

左岸堤防

## 3 河川管理施設の位置

益田市美都町都茂4917番地先

## 4 管理を行う者の氏名及び住所

道路管理者 島根県益田県土整備事務所長

益田市昭和町13番地1

## 5 管理の内容

(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

(2) 路肩に接する法面<sup>のり</sup>で、当該路肩から法長<sup>のり</sup>1メートルまでの範囲内にあるものについての維持

(3) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧

## 6 管理の期間

平成25年4月1日から道路の存続する日まで

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年6月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 役務の名称及び数量  
島根県立美術館非常用発電設備整備業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
島根県環境生活部文化国際課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成25年5月14日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社山陰ディーゼル商事 島根県松江市学園一丁目16番46号
- 5 随意契約に係る契約金額  
28,645,554円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

---

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条においてその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成25年6月7日

島根県立中央病院 病院長 中山 健 吾

- 1 件名  
注射薬自動払出装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成25年4月19日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
小西医療器株式会社出雲営業所長 平野 享 島根県出雲市塩冶有原町五丁目59番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
35,700,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項の規定による。

---

**正**

**誤**

平成25年5月14日付け島根県報第2,494号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	下から3	55.92立方メートル	39.60立方メートル